

(案)

四国森林管理局庁舎昇降機設備保守点検業務請負契約書

1. 業務名 令和8年度四国森林管理局庁舎
昇降機設備保守点検業務 2基
2. 実施場所 四国森林管理局 (高知市丸ノ内1丁目3番30号)
3. 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
4. 契約金額 ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇.—
(うち、消費税及び地方消費税額 ¥〇〇〇,〇〇〇.—)
一ヶ月当たりの金額 ¥〇〇〇,〇〇〇.—
5. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
6. 支払場所 四国森林管理局
7. 契約保証金 免除する。
8. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎 (以下「甲」という。) と、請負者 ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ (以下「乙」という。) は、次の条項により締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

(請負者)乙 ○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○○

契 約 条 項

(総則)

第1条 この契約の主要事項は、次のとおりとする。

乙の業務内容は、四国森林管理局 庁舎昇降機 乗用2台に係る機能維持のための、機器・装置の点検をはじめ、清掃・給油・調整・消耗部品等の交換・品質検査などを含む定期点検等とする。(以下「保守点検」という。)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡継承させてはならない。ただし、甲の承認があるときはこの限りではない。

(契約外の事項)

第3条 この契約に定められていない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

(保守点検修理の範囲)

第4条 この契約において保守点検とは、昇降機設備を安全かつ良好な使用状態に保つための行為及び修理をいう。

- 2 前項の修理とは、甲が正常に使用する場合、当然生ずる摩耗及び損傷に限るものとし、甲の不注意または不適當な使用、管理、その他乙の責に帰すべからざる理由によって生じた障害の修理は含まない。

(昇降機設備保守点検の作業内容)

第5条 乙は、第4条の規定により、昇降機設備の監視を常時行うと共に設備に障害がないか毎月1回以上点検を行い障害を検知した場合は、甲又は甲の指定する職員に通報し、早急に障害の解消を図り、必要に応じて技術者を派遣し、障害を解消するものとする。

また、定期的に技術者を派遣し、昇降機設備全般について保守点検を行うものとする。

- 2 乙は、技術者を派遣し、保守点検を実施する場合は、甲の勤務時間内(ただし、緊急その他止むを得ない場合を除く)に甲又は甲の指定する職員の承認を受けてから行うものとする。なお、状況により立会を求めるものとする。
- 3 この契約に係る保守点検に必要な諸材料(ウエス、油脂類、その他消耗品等)及び監視・点検(遠隔)に必要な専用電話回線等の設置並びに電話料金は、乙の負担とする。
- 4 保守点検で発生する汚物、廃棄物については、乙の責において適切に処理し、処分するものとする。

(違約金)

第6条 乙は、前条第5条の規定による保守点検を怠ったときは、違約金として不履行業務の代金の100分の10に相当する額を甲に納付しなければならない。

(追加修理)

第7条 乙は、この契約に係る保守点検以外で修理を行う場合、また修理資材を必要とする場合は、修理に係る請負契約を甲と別途締結してから当該資材を使用し、修理を行うものとする。

- 2 前項の規定により行った修理について、甲は契約金とは別に支払うものとする。

- 3 乙は、第1項の修理で発生する汚物、廃棄物については、乙の責において適切に処理し、処分するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 保守点検を行うにあたり第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではない。

(請負代金の支払)

第9条 契約金は、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、1ヶ月毎に分割して提出することができる。
- 3 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合(天災その他不可抗力による場合を除く。)甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙は違約金として契約金額の100分の10を甲に支払うものとする。

- (1) 乙において、正当な理由がなく契約上の義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと認められるとき。
- (3) 乙が、天災その他不可抗力にかかわらず契約の解除を申し出たとき。

(債権債務の相殺)

第11条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合で、すでに履行済みの金額については、乙に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 「主たる部分」とは、当該契約における昇降機設備保守点検業務に関する作業をいう。

(紛争の解決)

第13条 この契約について紛争が生じた場合は、第三者の調停により速やかに解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別 紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。